証券コード　4880
2021年１月12日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷一丁目19番５号
セ ル ソ ー ス 株 式 会 社
代表取締役社長　裙　本　理　人

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会では「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入いたしました。これにより、本総会会場にご来場いただかなくても、会場の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能になりました。株主の皆様におかれましては、「株主総会バーチャル参加のご案内」をご確認のうえ、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、当日のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。

なお、本バーチャル株主総会は「参加型」で実施いたします。当日、インターネットにてご参加いただく株主様は、当日の議決権行使を行うことはできかねます。事前に議決権を行使いただける場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご送付いただきますようお願い申し上げます。

また、本総会においては感染拡大防止のためソーシャルディスタンスを保つべく、会場規模を大幅に縮小させていただきます。本総会会場にてご出席を希望される株主様は「株主総会当日のご注意」のご確認をお願いいたします。なお、ご来場いただきましても発熱・咳等の症状が見受けられる株主様、マスクをご着用いただけない株主様、検温にご協力いただけない株主様については入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

敬　具

記

1.　日　　時　　2021年１月28日（木曜日）午前11時
　　（受付開始　午前10時30分）

2.　場　　所　　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
　　渋谷ソラスタ　４階　渋谷ソラスタコンファレンス　４G
　　※本年は昨年から開催場所を変更しております。
　　ご注意ください。

3.　会議の目的事項

（報告事項）　第５期（2019年11月１日から2020年10月31日まで）
　　事業報告及び計算書類の内容報告の件

（決議事項）

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.cellsource.co.jp/ir/documents/meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.cellsource.co.jp/ir/documents/meeting/）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

■株主総会にご出席いただく場合

開催日時　2021年１月28日（木）午前11時（受付開始午前10時30分）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。

■書面による議決権行使

行使期限　2021年１月27日（水）午後５時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

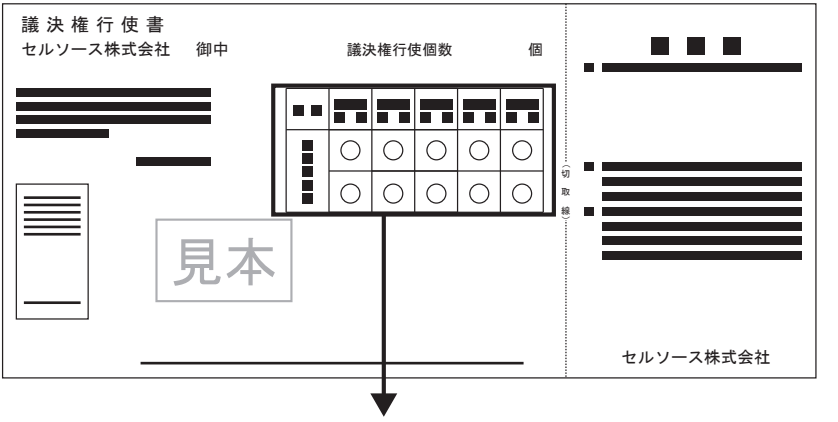

こちらに議案の賛否をご記入ください

第１号議案

- 賛成の場合　>>「賛」の欄に○印
- 反対する場合　>>「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合　>>「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　>>「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　>>「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください

株主総会バーチャル参加のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによる配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1.配信日時について

2021年1月28日（木曜日）　午前11時～株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前10時30分頃に開設予定です。

※天変地異やライブ中継を担うスタッフの新型コロナウイルス感染等により、配信できなくなる可能性がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイトにてご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

2.バーチャル参加に関するお手続き

バーチャル参加される株主様は、2020年1月25日（月曜日）午後5時までに、以下ウェブサイトよりお申し込みください。お申し込みの際には「氏名」、「株主番号」及び「メールアドレス」をご入力いただく必要がございます。

ウェブサイト：

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_JGFrgA1TQx-RHHC8PmoyVw

3.バーチャル参加に伴う注意事項

①バーチャル参加につきましては、代理人による出席は、お受けいたしません。

②バーチャル株主総会はインターネット（パソコン・スマートフォン等）を利用してバーチャル参加する必要がございます。

③バーチャル参加いただくにあたり、参加場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。株主様の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル参加できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

④当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により株主様がバーチャル参加できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

⑤バーチャル株主総会に参加いただくには、別途Zoomアプリが必要となります。

⑥バーチャル参加された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合もございます。

⑦当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中

止とさせていただく場合がございます。

⑧バーチャル株主総会への参加登録に必要な情報を第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

⑨バーチャル株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。

⑩当社取締役及び監査役につきましても、議長を除き、原則インターネットを通じた出席とさせていただき、臨場いたしません。なお、議長につきましても、状況に応じ、インターネットを通じた出席とさせていただく可能性がございます。

株主総会当日のご注意

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては規模を縮小し開催させていただきます。株主総会当日にご出席いただく株主様におかれましては以下留意点をご確認のうえご参加いただきますようお願い申し上げます。

ご来場に際しての留意点

◎必ずマスクをご着用のうえ、ご来場ください。

◎当日は、受付において検温させていただき、37.5℃以上の発熱のある株主様や、体調がすぐれないようにお見受けする株主様、マスクのご着用、アルコールによる手指消毒にご協力いただけない株主様につきましては会場へのご入場をお断りさせていただきます。

◎会場内におきましても、体調がすぐれないようにお見受けする株主様は、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。スタッフの指示に従っていただきますようお願いいたします。

◎議長を含めすべての出席役員と当社スタッフはマスクやフェイスシールドを着用させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社は、2014年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（以下、「再生医療等安全性確保法」）と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行を踏まえ、再生医療業の産業化推進と新たな価値創出を目指し2015年11月に創業、2020年10月期は第５期となります。

当社の事業は、「再生医療関連事業」と「コンシューマー事業」を行っており、報告セグメントは当該２つの報告セグメントであります。「再生医療関連事業」では、脂肪由来幹細胞加工受託サービス、血液由来加工受託サービス及びFatBankサービスで構成される「脂肪・血液由来の組織・細胞の加工受託サービス」、医療機関に対し再生医療等安全性確保法に関連する書類作成等のサポートを行う法規対応サポートサービスやKPIによる経営管理手法や人材マネジメント手法をサポートする経営管理支援サービスで構成される「コンサルティングサービス」及び医療機関が患者から脂肪等を採取するために必要となる機器を販売する「医療機器販売」を主に行っております。「コンシューマー事業」では、主に自社化粧品ブランド「シグナリフト」の美容液、クリーム、洗顔ジェル等、一般消費者向けの化粧品の製造販売を行っております。

当事業年度（2019年11月１日から2020年10月31日まで）におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的な低迷こそあったものの、提携医療機関の一層の開拓などにより加工受託サービスの受託件数が伸長したことなどから売上は順調に拡大いたしました。一方、人員の増強や内部管理体制の強化を図ったことなどから人件費や業務手数料が増加したものの、コンシューマー事業の販売戦略見直しにより広告宣伝費を削減した結果、販売費及び一般管理費の増加は抑制されたものとなりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,855,475千円（前事業年度比15.1％増）、売上総利益は1,258,956千円（前事業年度比9.1％増）、営業利益は415,551千円（前事業年度比27.1％増）、当期純利益は274,082千円（前事業年度比37.3％増）となり、創業以来４期連続の増収増益を達成いたしました。

報告セグメント別の業績は、以下のとおりです。

Ⅰ　再生医療関連事業

再生医療関連事業では、加工受託サービス又はコンサルティングサービスの契約を締結した提携医療機関数が前事業年度末から254院増加し当事業年度末には550院と順調に増加いたしました。また、有効な治療結果などを受け既存提携医療機関の受託サービス利用の稼働率も上昇いたしました。その結果、脂肪由来幹細胞加工受託サービスと血液由来加工受託サービスとを合計した加工受託件数が前事業年度の5,228件から当事業年度は8,056件に増加するなどし、加工受託サービス、コンサルティングサービス、医療機器販売ともに順調に売上が拡大いたしました。一方、提携医療機関数や加工受託数の増加を受け変動費や人件費も増加いたしましたが、当事業年度のセグメント利益率は50.3％（前事業年度は50.2％）と引き続き高い水準を維持しております。

これらの結果、本報告セグメントの当事業年度の売上高は1,685,031千円（前期比40.5％増）、セグメント利益は847,353千円（前期比40.7％増）となりました。

Ⅱ　コンシューマー事業

コンシューマー事業では、化粧品等のＥＣ広告環境の変化を受け、自社Ｗｅｂサイトでの広告出稿手法や価格戦略の大幅な展開を図るとともに、大手ドラッグストアやコンビニエンスストア等店舗や中国向け越境ＥＣなどでの販売強化も段階的に進めてまいりましたが、これら販売戦略変更に伴う明確な成果は当事業年度においては具現化いたしませんでした。

これらの結果、本報告セグメントの当事業年度の売上高は170,444千円（前期比58.6％減）、セグメント損失は13,607千円（前事業年度は80,932千円の利益）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、加工施設設備の増強、品質管理の向上、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は37,324千円でありますが、その主なものはＣＰＣ製造設備拡充に関する投資31,806千円であります。

なお、当事業年度において生産能力へ重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第　2　期 (2017年10月期)	第　3　期 (2018年10月期)	第　4　期 (2019年10月期)	第５期（当期） (2020年10月期)
売　　上　　高（千円）	519,062	1,212,730	1,611,587	1,855,475
経　常　利　益（千円）	158,840	294,549	303,346	412,807
当　期　純　利　益（千円）	111,400	193,400	199,606	274,082
１株当たり当期純利益(円)	25.79	44.77	45.91	45.56
総　　資　　産（千円）	327,420	697,012	1,842,242	2,352,136
純　　資　　産（千円）	207,848	401,249	1,607,703	2,042,507
１株当たり純資産(円)	48.11	92.88	279.12	331.90

(注)　当社は、2016年12月１日付及び2018年５月10日付でそれぞれ普通株式１株につき２株、2019年４月１日付で普通株式１株につき200株の割合、また2020年11月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

経営戦略を推進する上で、会社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みが必要であると考えております。

① 加工受託処理能力の向上

当社の再生医療関連事業での脂肪由来幹細胞加工受託サービスと血液由来加工受託サービスを合わせた加工受託件数（受注ベース）は、前事業年度の5,228件に対して、当事業年度は8,056件と順調に増加しており、今後もこの傾向は継続するものと認識しております。当社は、加工受託件数の増加にあわせた処理能力の向上のため、加工業務に使用する培地や機器等の改良・増設などによる作業工程の効率化や、専門的な知識・技能を有する優秀な人材の採用と育成を進めております。さらに、加工業務の一部を外部事業者に再委託することを検討しております。

② 治験・診療データの蓄積・エビデンスの確保

再生医療関連事業セグメントでの加工受託及び医療機関等との連携による治療・診療等の蓄積・エビデンスの確保は、学会やセミナー等での展開やアカデミア・医師等との協働推進、さらには新たな事業エリアへの布石に向けて必要不可欠なものであると認識しております。当社では、かかるデータ蓄積・エビデンス確保を重要な経営課題と認識するとともに、その手法についても強化、改善してまいります。

③ 内部統制、内部管理・法令順守・情報管理態勢の強化

事業推進や外部との協業等において、当社の経営管理上の信用力向上が必要となります。そのためには、内部統制システム及びリスク管理・法令遵守・情報等に関する内部管理態勢の基盤構築が重要であると認識しております。当社では、かかる内部統制・内部管理態勢の強化を継続的に実施してまいります。

④　人材の確保

当社は社歴が浅く小規模組織であるため、今後の事業拡大、企業価値向上に向け、経営戦略策定から事業推進、内部管理等、すべての会社機能において人材の確保が重要な課題であると認識しております。そのため、積極的な採用と有効かつ効率的な社員教育・育成等により、優秀な人材の確保・拡充を図ってまいります。

⑤　知財戦略

当社の事業推進の過程や第三者との共同研究等で獲得した知的財産権の確保は、競争力の確保、将来の事業展開のために重要であると認識しております。当社では、かかる知的財産権を顧問弁理士との緊密な連携により維持・確保してまいります。

⑥　財務安定性の向上及び株主還元

当社は社歴が浅いため純資産の積上げが十分でなく、今後の事業拡大や必要な投資等に備えるため財務安定性の向上が必要であると認識しております。また同時に、株主様への還元も重要な課題であると認識しております。事業推進により利益剰余金の拡大を進めるとともに、かかる利益剰余金の活用に関し、内部留保と株主様還元とをバランスをもって行っていくことが課題であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

①　再生医療関連事業

・脂肪・血液由来の組織・細胞の加工受託サービス
・再生医療等法規対応など医療機関向けコンサルティングサービス
・医療機器販売

②　コンシューマー事業

・化粧品及び美顔器の販売

(6) 主要な営業所（2020年10月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本社	東京都渋谷区渋谷一丁目19番５号　渋谷美竹ビル２F
再生医療センター	東京都渋谷区渋谷一丁目17番２号 ヒューリック渋谷宮下公園ビル２F

(7) 従業員の状況（2020年10月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名	10名増	36.6歳	2.0年

（注）　従業員数は就業人員であり、臨時雇用者12名（月末平均による年間平均雇用人員数）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先（2020年10月31日現在）
該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数　5,760,000株

(2) 発行済株式の総数　2,048,800株

(3) 株主数　1,460名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
山川　雅之	964,800株	47.09％
裙本　理人	264,000株	12.88％
シリアルインキュベート株式会社	211,200株	10.30％
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	54,500株	2.66％
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	45,100株	2.20％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,100株	1.37％
野村信託銀行株式会社（投信口）	26,900株	1.31％
株式会社ＳＢＩ証券	26,700株	1.30％
丸谷　和徳	21,000株	1.02％
NORTHERN TRUST CO.（AVFC） RE NORTHERN TRUST（GUERNSEY） LIMITED RE GGDP RE: AIF CLIENTS 15.315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT	21,000株	1.02％

（注）持株比率は、自己株式（43株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年９月10日開催の取締役において、2020年11月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行うことを決議し、定款を変更いたしました。これにより発行可能株式総数は17,280,000株に、発行済株式の総数は6,146,400株となりました。

3.　会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年10月23日開催の取締役会決議による第２回新株予約権

① 新株予約権の行使時の払込金額　　１株につき123円

② 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

ただし、退任または退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後６カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

③ 新株予約権の行使期間　　2019年10月24日から2027年10月23日まで

④ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	100個	普通株式40,000株	１人

（注）１　社外取締役、監査役には新株予約権を付与しておりません。

２　新株予約権１個につき目的となる株式数は、400株であります。

３　当社は、2018年５月10日付で普通株式１株につき２株の割合で、また2019年４月１日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「目的となる株式の種類及び数」を調整しております。

４　2020年９月10日開催の取締役会決議により、2020年11月１日付で普通株式１株につき３株に株式分割いたしました。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第６回新株予約権
決議年月日	2020年５月25日 取締役会決議
新株予約権の行使時の払込金額	１株につき10,600円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当て時において当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者及び社外協力者である者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員もしくは従業員の地位及び社外協力者にあることを要するものとする。 ただし、退任または退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後６カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2022年６月10日から 2030年１月28日まで
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　13名 社外協力者　５名
新株予約権の数	当社従業員　21個 社外協力者　13個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社従業員　普通株式　2,100株 社外協力者　普通株式　1,300株

（注）　2020年９月10日開催の取締役会決議により、2020年11月１日付で普通株式１株につき３株に株式分割いたしました。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年10月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	裙　本　理　人	―
取　締　役	雨　宮　　猛	経営企画本部長
取　締　役	花　木　博　彦	再生医療事業本部長
取　締　役	村　上　憲　郎	株式会社村上憲郎事務所代表 株式会社ブイキューブ社外取締役
常勤監査役	山　下　公　央	株式会社名村造船所社外監査役 株式会社NSD社外取締役
監　査　役	小　山　秀　夫	―
監　査　役	尾　﨑　恒　康	西村あさひ法律事務所福岡事務所代表 東ソー株式会社社外監査役

（注）1　取締役 村上憲郎氏は、社外取締役であります。
2　監査役 山下公央氏、小山秀夫氏及び尾﨑恒康氏は、社外監査役であります。
3　当社は、取締役 村上憲郎氏、監査役 小山秀夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4　監査役 山下公央氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5　当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は３名であり、野崎正郎氏、大西勝二氏、藤田健太氏であります。なお、提出日現在の執行役員は４名であり、大西勝二氏、藤田健太氏、加賀山慎氏、若月元氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と各監査役全員との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬を決定するにあたっての方針と手続

定時株主総会で決議された報酬限度額以内で、以下に決定しております。

(ア)取締役

取締役会決議により、取締役の報酬についての以下の基本方針を定め、報酬額を決定しております。

《基本方針》

取締役報酬は、固定報酬と変動報酬で構成され、変動報酬は会社業績と個人の貢献度により決定する。

(イ)監査役

監査役の報酬は固定報酬で構成され、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	54,600千円 （6,000千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	13,800千円 （13,800千円）
合計	7名	68,400千円

（注）1　取締役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の定時株主総会において年額500百万円以内（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2　監査役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項
① 重要な兼職先と当社との関係
・取締役村上憲郎氏は、株式会社村上憲郎事務所代表及び株式会社ブイキューブ社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
・監査役山下公央氏は、株式会社名村造船所社外監査役及び株式会社NSD社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
・監査役尾﨑恒康氏は、西村あさひ法律事務所福岡事務所代表及び東ソー株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

Ⅰ　取締役会等への出席状況及び発言内容

地　　位	氏　　名	出　席　状　況　及　び　発　言　内　容
取　締　役	村　上　憲　郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、会社経営経験者としての専門的見地から発言を行っております。
常勤監査役	山　下　公　央	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会13回全てに出席し、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、発言を行っております。
監　査　役	小　山　秀　夫	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会13回全てに出席し、大学教授としての長年の研究と医療業での専門的な知見に基づき発言を行っております。
監　査　役	尾　﨑　恒　康	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき客観的・専門的な発言を行っております。

Ⅱ　社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2　監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進体制や役職員の遵守事項などを明文化する事により、コンプライアンスに対する意識の醸成とその遵守徹底を図っております。

・コンプライアンス・リスク協議会において、当社事業の関連するすべての法令を洗い出し、それらのリスク評価とリスク低減策を定期的に実施・策定し、モニタリングしております。同協議会には顧問弁護士がアドバイザーとして出席し、専門的知見で適宜助言を受けております。

・常勤監査役が取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、役職員の職務執行状況をタイムリーに把握し、必要に応じて助言を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書保管管理規程」を定め、各種議事録やその他の重要文書等の取締役の職務執行に係る情報は適切に保存、管理しております。

・文書管理の責任部署は経営管理本部とし、経営管理本部は文書の保存と閲覧権限を適切に設定し、情報管理を行うとともに、取締役及び監査役からの要請に基づき、速やかに必要文書を閲覧に供する事ができる体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」を定め、当社の抱える諸リスクの分類、評価、対応、モニタリング方法等を明確化し、リスクに対する管理体制を構築しています。

・コンプライアンス・リスク協議会において、「リスク管理規程」に基づき会社に発生し得るリスクを洗い出し、それぞれのリスクごとに「重大性」と「発生頻度」でマトリックス評価の上、リスク受容度を測定、その軽重に応じた対応策を実施する事としています。また、実施した対応策の進捗や効果についても同協議会においてモニタリングする事としております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・「取締役会規程」、「経営会議規程」及び「組織規程」において、取締役会、経営会議、社長及び業務執行取締役の決議・承認事項並びに職務権限を明確にし、それぞれの会議体の議案が適切に配分されるようにしております。また、経営会議の議案の内容及びその採否の結果は毎月実施される定時取締役会において報告され、経営上の重要な事項は取締役及び監査役に共有される体制としております。

・取締役会及び経営会議の事務局を経営管理本部とし、経営管理本部はそれぞれの議案資料の取り纏めと事前配布などにより、議論が効率的に行われるようサポート業務を実施しております。取締役会議案資料につきましては、社外取締役を含め遅くとも会議の３日前までに議案資料を送付、取締役からの要請等必要に応じて資料の事前説明を行う体制としております。

(5) 監査の使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

・「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、監査役会は監査役の職務を補助すべき使用人を置く事を取締役会に要請できる旨定めています。また、監査役より監査業務に必要な情報の提供又は業務の指示を受けた使用人は当該指示の執行にあたり、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・監査役は稟議書など社内決裁書類を閲覧できる権限を有するとともに、取締役会に出席（常勤監査役は経営会議、コンプライアンス・リスク協議会にも出席）し、会社経営上重要な事項を常に取締役と情報共有できる体制としております。

・「監査役会規程」において、監査役会は取締役及び使用人に対し必要な情報を求める事ができる旨規定しております。

(7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部通報制度規程」において、監査役へ報告した者が当該報告をした事を理由として、会社及び取締役は不利な取扱いを行ってはならない旨を定めております。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

・「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役会は監査役の職務の執行について生じる費用を会社に請求できる旨を定めております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役はすべて社外監査役であり、独立・中立的な立場で実効的な監査を実施できる体制としています。また、「監査役会規程」において、常勤監査役は職務上知り得た情報を非常勤監査役と共有する旨規定しております。

・常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し必要な情

報を聴取するとともに、適宜、社長、業務執行取締役と意見交換を行い相互の意思疎通を図っております。

・監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

・取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては、取締役会を15回開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外役員を交えて議論を行い、その内容につき決定しました。

・会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせる虞がある各種リスクについてリスク管理表マッピング表に洗い出し、現状及び対応状況について半期ごとに評価し、今後の課題、強化・対応を図りました。

・各部門のコンプライアンス及び内部管理に対して、統括責任者として社長を配置しております。また部門的横断組織としてコンプライアンス及び経営上のリスクにおいて種々勘案すべき事項及び行動計画等についてコンプライアンス・リスク協議会を隔月で開催し、その対応について協議を行いました。

・常勤監査役は、取締役会、経営会議及びコンプライアンス・リスク協議会等の重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また常勤監査役は、監査責任者より、内部監査結果の報告を受けるとともに緊密に連携し、業務執行状況について確認しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付けておりますが、当社は現在、成長拡大の過程にあると考えており、当面は、財務の安定性と将来の成長に向けた投資等に備えた内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することが株主様に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

将来的には、事業環境、当社の経営成績や財務状況、及びそれらを踏まえた投資計画等を総合的に勘案し、株主様への剰余金配当を検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を想定しておりますが、中間配当を行う事ができる旨定款で定めております。なお、会社法の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う事ができる旨を定めております。

貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,165,911**	**流動負債**	**308,531**
現金及び預金	1,757,015	買掛金	29,878
売掛金	227,517	リース債務	3,188
商品及び製品	84,550	未払金	38,688
仕掛品	17,962	未払費用	27,337
原材料及び貯蔵品	29,816	未払法人税等	107,948
前渡金	24,394	未払消費税等	52,641
前払費用	22,059	前受金	39,090
その他流動資産	5,196	預り金	9,648
貸倒引当金	△2,602	受注損失引当金	109
固定資産	**186,225**	**固定負債**	**1,097**
有形固定資産	**82,852**	リース債務	1,097
建物	31,060	**負債合計**	**309,629**
工具、器具及び備品	47,960	(純資産の部)	
リース資産	3,830	**株主資本**	**2,039,932**
その他	0	**資本金**	**672,818**
無形固定資産	**5,467**	**資本剰余金**	**582,818**
ソフトウエア	5,467	資本準備金	582,818
投資その他の資産	**97,905**	**利益剰余金**	**784,938**
長期前払費用	12,073	その他利益剰余金	784,938
繰延税金資産	26,822	繰越利益剰余金	784,938
敷金及び保証金	59,010	**自己株式**	**△642**
破産更生債権等	4,700	**新株予約権**	**2,574**
貸倒引当金	△4,700	**純資産合計**	**2,042,507**
資産合計	**2,352,136**	**負債純資産合計**	**2,352,136**

損　益　計　算　書

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,855,475**
売上原価		**596,519**
売上総利益		**1,258,956**
販売費及び一般管理費		**843,405**
営業利益		**415,551**
営業外収益		
受取利息	8	
その他	79	88
営業外費用		
支払利息	286	
株式交付費	934	
為替差損	1,609	
その他	0	2,831
経常利益		**412,807**
税引前当期純利益		**412,807**
法人税、住民税及び事業税	140,373	
法人税等調整額	△1,648	138,725
当期純利益		**274,082**

株主資本等変動計算書

（2019年11月１日から
2020年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	593,424	503,424	510,855	—	1,607,703	—	1,607,703
当期変動額							
新株の発行	79,394	79,394			158,788		158,788
当期純利益			274,082		274,082		274,082
自己株式の取得				△642	△642		△642
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						2,574	2,574
当期変動額合計	79,394	79,394	274,082	△642	432,228	2,574	434,803
当期末残高	672,818	582,818	784,938	△642	2,039,932	2,574	2,042,507

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年12月22日

セルソース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　工藤 雄一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥谷　績

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、セルソース株式会社の2019年11月１日から2020年10月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年11月１日から2020年10月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月22日

セルソース株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　山　下　公　央　㊞

社外監査役　小　山　秀　夫　㊞

社外監査役　尾　﨑　恒　康　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に新たに事業目的を追加・整備するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．組織、細胞の加工、製造、培養、保管及び配送等の受託 ２．加工、製造、培養された細胞等の研究機関等への分譲 ３．無菌安全試験等の受託 ４．再生医療技術、医薬品等の研究、開発及びそれら知的財産権、ノウハウ等のライセンスアウト ５．医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、化粧品、健康食品、医療機器、美容機器ならびに関連諸用品の設計、開発、製造、輸入、製造販売ならびに販売 ６．ウェブサイトの作成及び運営管理 ７．情報システムの企画、開発、管理、販売 ８．医療機関からの非医療業務受託 ９．セルプロセッシングセンター（ＣＰＣ）の企画、運営、保守 １０．広告、宣伝及び販売促進並びに印刷物及び出版に関する企画、制作、運営、管理及びコンサルティング １１．人材派遣及び有料職業紹介事業 （新設） （新設） １２．前各号に関するコンサルティング業務、マーケティング業務 １３．前各号に付帯する一切の業務	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．組織、細胞の加工、製造、培養、保管及び配送等の受託 ２．加工、製造、培養された細胞等の研究機関等への分譲 ３．無菌安全試験等の受託 ４．再生医療技術、医薬品等の研究、開発及びそれら知的財産権、ノウハウ等のライセンスアウト ５．医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、化粧品、健康食品、医療機器、美容機器ならびに関連諸用品の設計、開発、製造、輸入、製造販売ならびに販売 ６．ウェブサイトの作成及び運営管理 ７．情報システムの企画、開発、管理、販売 ８．医療機関からの非医療業務受託 ９．セルプロセッシングセンター（ＣＰＣ）の企画、運営、保守 １０．広告、宣伝及び販売促進並びに印刷物及び出版に関する企画、制作、運営、管理及びコンサルティング １１．人材派遣及び有料職業紹介事業 １２．貸金業 １３．保険代理業 １４．前各号に関するコンサルティング業務、マーケティング業務 １５．前各号に付帯する一切の業務

第２号議案　取締役４名選任の件

本総会終結時をもって当会社の取締役全員（４名）は任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>裙本理人（つまもとまさと）
（1982年10月21日）</td><td>2005年４月　住友商事株式会社入社
2015年11月　当社設立代表取締役（現任）</td><td>264,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
裙本理人氏につきましては、創業以来代表取締役として当社をリードしてきた豊富な経験と実績に加え、経営に関する高い見識を有しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>雨宮猛（あめみやたけし）
（1962年７月14日）</td><td>1986年４月　伊藤忠商事株式会社入社
1999年８月　日本オンライン証券株式会社（現auカブコム証券株式会社）入社
2002年５月　同社執行役員
2008年６月　同社専務執行役
2017年６月　当社入社
2017年８月　当社取締役経営管理本部長
2020年３月　当社取締役経営企画本部長（現任）</td><td>8,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
雨宮猛氏につきましては、上場企業の立ち上げから経営に携わり、長年にわたり財務責任者を担った他、IR、総務、人事を所管した経験を活かして当社においてもいかんなくその能力を発揮しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	村上憲郎（むらかみ のりお） （1947年３月31日）	1970年４月　日立電子株式会社（現株式会社日立国際電気）入社 1994年９月　インフォミックス株式会社代表取締役社長兼米国本社副社長 1999年８月　ノーテルネットワークス株式会社（カナダ）代表取締役社長 2001年11月　ドーセント日本法人代表取締役社長 2003年４月　グーグル株式会社代表取締役社長兼米国本社副社長 2009年１月　グーグル株式会社（日本法人）名誉会長 2011年１月　株式会社村上憲郎事務所代表（現任） 2012年３月　株式会社ブイキューブ社外取締役（現任） 2013年８月　株式会社ウェザーニューズ社外取締役 2014年12月　株式会社エナリス代表取締役社長 2017年10月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社村上憲郎事務所　代表 株式会社ブイキューブ　社外取締役	―株
	【社外取締役候補者とした理由】 村上憲郎氏につきましては、企業の経営者としての経験が豊富なことから、当社の更なる事業発展及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと判断したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	藤沢久美（ふじさわ　くみ） （1967年３月15日）	1995年４月　株式会社アイフィス設立代表取締役 2004年６月　一般社団法人投資信託協会理事（現任） 2004年11月　株式会社ソフィアバンク取締役 2005年４月　法政大学大学院客員教授 2006年６月　トレンダーズ株式会社監査役 2006年７月　シンメトリー・ジャパン株式会社取締役 2011年６月　日本証券業協会公益理事（現任） 2012年２月　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役 2013年６月　株式会社静岡銀行取締役（現任） ミュージックセキュリティーズ株式会社監査役 2013年８月　株式会社ソフィアバンク代表取締役（現任） 2014年６月　豊田通商株式会社取締役（現任） 株式会社サイネックス取締役 2014年７月　株式会社お金のデザイン取締役 2016年５月　株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役（現任） 2018年２月　株式会社CAMPFIRE取締役 2018年３月　公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事（現任） 2018年10月　株式会社ネットプロテクションズ取締役（現任） 2019年４月　一般社団法人Japan Action Tank理事（現任） 2020年３月　一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター理事長（現任） 学校法人神石高原学園理事（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ソフィアバンク　代表取締役 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター　理事長	―株
	【社外取締役候補者とした理由】 藤沢久美氏につきましては、日本初の投資信託評価会社を起業し、代表取締役を務めたほか、様々な公職も歴任していることから、これらの豊富な経験・見識に基づき当社の事業発展及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと判断したためであります。		

（注）１　各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
　　２　村上憲郎氏及び藤沢久美氏は社外取締役候補者です。なお当社は村上憲郎氏を、東京

証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、藤沢久美氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

3　村上憲郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、藤沢久美氏が選任された場合は、同氏との間で責任限度額を会社法第425条第１項で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

4　村上憲郎氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって３年３ヶ月となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場

渋谷ソラスタコンファレンス　4G

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階

交通のご案内

京王 井の頭線	神泉駅	南口	…… 徒歩４分
JR各線	渋谷駅	西口	…… 徒歩６分